

令和 7 年度 九州大学大学院人文科学府
「外国人留学生研究支援事業に係る謝金」受給者募集について

令和 7 年 9 月

人文科学府に所属する大学院生を対象として、標記謝金の受給者を募集します。

この謝金は、外国人留学生と日本人学生との交流を促し教育のグローバル化を図ることを目的として、人文科学府に所属する学生が、外国人留学生の学位論文等を校閲、校正した場合に支給するものです。

つきましては、下記の要領に従って申請してください。

記

1. 受給資格

人文科学府の正課生で、外国人留学生が執筆した学位論文等を校閲、校正した者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 休学中又は留学などにより校閲、校正を完成させることができなかった者
- (2) 日本学術振興会特別研究員である者（謝金の受給時に同研究員となることが見込まれる者を含む）

2. 対象論文等

人文科学府に所属する外国人留学生が執筆した、以下の論文等を対象とする。

なお、対象となる論文等は、外国人留学生 1 名につき 1 件とする。

- (1) 学位論文（卒業論文、修士論文、博士論文）
- (2) 学内外の学術誌に投稿された学術論文（採用・不採用は問わない）

3. 謝金額

次の各号に掲げる額を上限とし、本学の謝金支給基準に基づき算定された額とする。

- (1) 博士論文 1 件につき 5 万円を上限とする。
- (2) 修士論文 1 件につき 3 万円を上限とする。
- (3) (1)(2) 以外の論文 1 件につき 2 万円を上限とする。

※ 謝金は、税法上、雑所得扱いとなる。

4. 申請手続き

謝金の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに、学務課（人文担当）宛てメールにて提出しなければならない。

- (1) 「外国人留学生研究支援事業に係る謝金支給」業務申請・完了確認報告書（様式 1）
- (2) 「給与等の口座振込同意書」※既に口座登録済みの場合は提出不要
- (3) 学位論文等を本学又は学術誌の発行機関に提出し、受理されたことが確認できる書類（※）

※ 1 九州大学に提出された学位論文については、確認書類の提出は不要

※2 ※1 以外の論文の場合は、論文受理を示す通知書又は論文を受領した旨の記載のある電子メール全文等（自動受信機能による返信メールは除く）

【書類提出先】 人文社会科学系事務部学務課人文担当

E-mail : jbkkyomu11t@jimu.kyushu-u.ac.jp